

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	日南市では、地方税法及び日南市税条例に基づき、個人住民税の賦課業務を行っている。また、市民からの申請に基づき、課税証明書等を発行している。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①賦課資料の収集 ②申告情報等の受理及び課税権判定 ③申告情報等の名寄せ合算及び賦課 ④納税通知書等の送達 ⑤課税情報の照会、回答 ⑥課税証明書等の発行
③システムの名称	①Acrocity個人住民税 ②申告支援システム税務LAN ③国税連携システム ④eLTAXシステム ⑤MICJET番号連携サーバー ⑥中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の24の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄が「市町村長」を含む項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 市民税係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	課税情報等、個人情報に記載された書類を郵送する際は、事務処理マニュアルを基に、宛先に間違いがないか、関係ない者の個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。また、窓口での申請時には、申請者本人から情報の提供を受けて、本人であることの確認を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を含む書類及びUSBは施錠できる書棚に保管することを徹底し、バックアップデータも保管している。USBは許可を得た1個のみを使用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和1年6月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2 第27項	番号法第19条第7号 別表第2 第27項	事後	番号法の改正による
令和1年6月25日	I 5. ①部署	税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和1年6月25日	I 5. ②所属長の役職名	課長 黒木 英則	税務課長	事後	
令和1年6月25日	I 7. 請求先	総務課 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	事後	
令和1年6月25日	I 8. 連絡先	税務課 市民税係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	市民生活部 税務課 市民税係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	事後	
令和1年6月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV. リスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和3年9月30日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年9月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2 第27項	番号法第19条第8号 別表第2 第27項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正による変更及び見直しに
令和3年9月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年10月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I 3. 法令上の根拠	第9条第1項別表第1の16の項	第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年3月21日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第27項 【別表第2における情報提供の根拠】 (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法関係情報」が含まれる項: 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 【別表第2における情報照会の根拠】 (第1欄情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの): 第27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄が「市町村長」を含む項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和7年3月21日	II 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	IV. リスク対策		項目の追加	事後	様式の変更